

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会

廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ 第4回会合

日時 平成26年12月17日（水）16：00～17：02

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

○曳野政策課企画官

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第4回廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は全委員にご出席いただいております。

議事に入ります前に、お配りした資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付資料一覧、資料1、議事次第、資料2としての事務局資料をご用意しております。資料に抜けがある場合にはお知らせいただければと思います。

なお、前回もご案内いたしましたとおり、参考資料につきましては、紙媒体の資料をお配りしておりませんので、ご認識おきいただければと思います。

それでは、ここからの議事進行は山内座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山内座長

それでは、プレスの皆様には、撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能ですので、引き続き傍聴される方はご着席をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきます。本日は、まず事務局から資料2、廃炉を円滑に進めるための会計関連制度の詳細制度設計について、これをご説明いただきまして、その後にこれについてご議論いただきたいというふうに思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○曳野政策課企画官

では、お手元の資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。

表紙1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧いただければと思います。

こちらのほうは、新たな会計制度についての具体的な対応方針ということで、前回ご議論いただいた内容につきまして、1枚にまとめたものでございます。まず、現行の料金・会計制度の下では、電気事業者が廃炉の判断の先送りあるいは運転を継続する判断を行って廃炉が円滑に進展しない可能性があるということで、料金面、それから会計面についてのファクターを書かせていた

だいております。同時に廃炉の判断を行った場合に、一括費用計上により廃炉全体の着実な遂行あるいは電力の安定供給に支障を来す可能性ということを整理しております。

これら検討すべき課題に対する対応策の案の概要でございますが、電力システム改革が進展していく中で、事業者が適切かつ円滑な廃炉判断を行うということと同時に、安全・確実に廃止措置を進めるために資産の残存簿価、それから、核燃料の解体費用など廃炉に伴って一括して費用計上する必要があるものについて資産計上した上で、一定期間をかけて償却・費用化することを認める会計制度ということ、それから、それと同時に必要な料金面での手当ということが必要ではないかということで整理しております。

詳細な具体的な中身につきましては、まず2ページで制度措置の対象ということであります。

考え方でございますけれども、今回の対象といたしましては、この2ページの左下のピンクの部分、発電のみに使用する設備というところでございますが、政策変更や安全規制ルールの変更等を背景として廃炉するということになった場合に生じる費用のうち、現行制度下でも除却費等として料金に見込んで回収し得るものを対象としてはどうかということでご提案しております。

こちらの趣旨でございますけれども、まず現行制度上、料金に算入できないものについて新たに需要家の負担を求めるという趣旨ではないということが1点、それからもう一点は、事前に現行制度下にフォワードルッキングの料金で見込めるということの裏返しとして、仮に事故で減損したような場合には対象とならないということが想定されるところでございます。

ただし、今回の措置がエネルギー基本計画において決定された原発依存度を可能な限り低減させる方針あるいは電力システム改革・自由化の進展を見据えたものであるということを踏まえまして、会計制度全体について過去の廃炉にも遡って適用するのではなくて、来年4月から7月に申請を行う必要がある7基を含めて、今後の廃止措置を開始するもののみを対象としてはどうかということで遡及適用はしないということが2番目でございます。

3つ目としまして、具体的な対象の設備について右下の部分に書いておりますけれども、現行制度下で一括費用計上が必要となる項目ということで、1つは発電機、タービン等の発電資産、2つ目に照射済核燃料の残存簿価と処理費、これは具体的にはもう原子炉の中に入れて使用中で、使用済みになっていないものということでございます。3つ目に未照射核燃料の残存簿価と解体費と書いておりますが、こちらは未使用の核燃料ということでございます。

これらにつきまして、前回の議論の中でも例えば転用ができない場合、できる場合があるのではないかなという議論がございましたけれども、3ページでございますが、制度の運用に当たっては、適用対象、見積額について確認をする必要があるということかと思っておりますので、現在、解体引当金の制度において既に存在する承認スキームを参考としまして、廃炉を実施する事業者

が制度の適用を希望する場合には、経済産業大臣に対して申請を行うということ、その上で制度の適用対象となる施設設備、見積額の確定に当たって、経済産業大臣が承認を行うスキームということが考えられるのではないかと考えています。

3ページの下のところは、前回も廃炉に伴って見込まれる額というものの試算を出しておりますけれども、発電資産の部分については前回お出ししておりますが、核燃料については照射済みと未照射についての内訳をお示ししております。このうち未照射の核燃料の対象となるものというところに、転売・転用を行わない燃料については解体費を含めて計上ということで書いてございますが、具体的なイメージは4ページにございます。

今、核燃料につきましては、完成核燃料について未使用の状態のものというものが左下の燃料集合体のもの、あるいはその前の半製品のものというものもあるかもしれませんが、この燃料集合体につきましては、炉によって当然出力が違いますので、燃料棒の長さであるとか、それから、ここに束ねてある本数が例えば14掛ける14であったり、15掛ける15であったり、炉によって異なるものがあるという状況にございます。

したがって、これは個別具体的に判断が必要かと思いますが、仮にほかの原子炉で転用できない場合は、この赤い矢印になりますけれども、加工工程を戻すような形で、最終的には二酸化ウランの粉末というふうに書いておりますが、粉末の状態に戻していくことが必要ではないかということで、ここでは解体費用というものの具体的な工程のイメージを想定しております。

次に、5ページでございます。具体的な会計処理の方法についてまとめております。

今後電力システム改革によって電気事業の小売部門につきまして全面自由化されますけれども、これは現行であれば電気事業法の34条、それから、本年成立いたしました改正電気事業法の第27条に基づきまして、電気事業に対しては電気事業会計規則が一般会計規則と別に適用がされるところでございます。このため、この会計ルールの中で対象となる今回の設備の簿価などについて資産計上を可能とし、一定期間で償却することとしてはどうかということで、具体的には会計処理①のところでございますが、新勘定として、固定資産の中の固定資産仮勘定の中に新たに例えば原子力廃止関連仮勘定といった科目を設置しまして、新勘定に設備の簿価等を移替えるというような会計処理が想定されます。その上で②のところですが、料金への影響を平準化するという観点も踏まえて、昨年本ワーキングで安全貯蔵期間についての議論もございましたので、こちらも踏まえまして、10年間でこの移替えられた資産を定額償却してはどうかというのが②の整理でございます。

前回の議論の中で、具体的にどのような会計処理になるのかというような議論もございました

ので、6ページに参考として会計処理のイメージをできるだけ事務局として分かりやすく書いたつもりでございます。

この方法としましては、資産の性質に応じて2つのパターンが考えられるところですが、今回につきましては、原則として左側にある①の処理のイメージを考えてございます。これは発電設備について廃炉の決定を行った場合に、新勘定に移替えまして、仮に平均を210億ということであれば、これを10年間で毎年21億ずつ償却していくというイメージでございます。これは具体的なキャッシュアウトというか、現金の支払いというのは想定がされないということであります。

ただし、②のところですけれども、将来発生する費用についてキャッシュアウトが必要になるもの、具体的には今回のものでいいますと、核燃料の解体費用が想定されるところでありますが、これについては負債側に新勘定の計上額と同額を計上いたしまして、資産については一定期間で償却をしつつ、債務については、廃炉の進展に伴って順次減少していくといった形の処理が想定されます。

右下の注で小さく書いておりますが、アメリカの会計措置においても、実務上はこうしたパターンの会計措置が行われていると承知をしております。

続いて、7ページでございます。電気料金との関係でございます。

これ基本的な考え方ですが、会計上の整理として事務局で今認識しておりますのは、新勘定について資産として計上するためには、あわせて費用の回収が見通せることが必要ということが考えられます。この点、この費用については、毎期の償却分の費用について、費用の回収の確実性という観点から規制料金の原価へ算入することを認めることとしてはどうかということでもあります。新勘定に計上されることに伴い、新勘定としての資産額が増えるわけですが、8ページのところで事業報酬との関係を整理してございます。

こちらについては、一般的にレートベースと言われる電気事業資産に約3%の事業報酬率を掛けたものが規制料金の事業報酬として算定されますけれども、実際に今レートベースに入っている資産については、資産全部ではなくて、黄色で囲ってある例えば水力発電設備から順番にある電気事業固定資産のもの、それから核燃料等々が入っております。今回、除却仮勘定にある意味準じる形で、資産計上しておりますけれども、こちらについて資産額が増えることで、事業報酬が増えるのかという点については、現行制度下で除却した場合にはレートベースは増えないということとの整合性を踏まえまして、今回のものについてはレートベースに含まないという整理が妥当と考えております。

7ページに戻っていただいて、基本的な考え方の3つ目の丸ですが、加えて規制料金への原価の算入との関係で、2016年をめどに小売の全面自由化が予定されているということも踏まえた制度

設計が必要というところで考えております。

以下、当面の扱いと将来の扱いという2つに整理をしているところでありますが、まず当面の扱いといたしましては、2016年の小売部門の参入の全面自由化の後においても、競争が進展するまでの一定期間、経過措置期間でございますが、現一般電気事業者の小売部門には、引き続き総括原価方式による料金規制が残ることになります。これを踏まえますと、当面の扱いとしては、小売部門の規制料金への原価算入を認めることでこの会計制度を適用していくということが考えられるところであります。

この間、自由化部門の需要家についても、同様にその料金の中で費用回収が想定されるところでありまして、また、新電力につきましては、仮に常時バックアップ等が行われていれば、料金にその費用が反映されているというふうに考えられるところであります。

一番最後のところは、先ほど申し上げた新勘定について定額で償却していくということですが、いずれにせよ、この新勘定の償却については、料金原価に含まれる額の相当額を順次償却していくということで整合性を図っていくということが考えられます。

次に、9ページでございますが、当面を越えた将来の扱いということで整理をしております。

今回見直しを行う会計制度につきまして、継続的な適用を可能とするためには、先ほどの費用回収が着実に行われていくということが必要だと考えられるところでございます。このため、将来的には競争が進展する中においても、総括原価方式の料金規制が残る送配電部門の料金、具体的には託送料金ということですが、この仕組みを利用して費用回収をすることとしてはどうかということでございます。

この費用回収が着実に行われる制度としない場合には、将来、費用回収が滞りまして、新勘定に計上した簿価等が損失になるというリスクがございますので、逆にこのことを恐れて、事業者において廃炉の判断をためらう可能性があるのではないかと考えられます。

今申し上げた費用回収の確実性の担保のための託送料金での回収ということと、費用負担の主体の在り方については、分けて議論ができるのではないかとというのが2つ目の丸でございます。この具体的な制度設計について、費用負担の在り方につきまして需要家間の公平性、受益と負担の関係あるいは過去に原子力事業から享受してきたメリットの関係などの要素、あるいは競争が進展する中での着実な費用回収の観点、原子力の電気の利用の在り方としての市場への電力の抛出といったところについて考慮しつつ、電力の全面自由化あるいは経過措置後の料金制度の検討状況などを踏まえて、適切なタイミングで今後検討がされるべきではないかと考えております。

以上が設備の簿価等に関するものでございまして、10ページにつきましては、昨年検討を行っ

た制度と自由化との関係ということで整理をしております。本日の資料でいいますと、2ページの黄色の部分です。廃止措置中も引き続き役割を果たす設備についての取り扱いでございます。本ワーキングで検証を行って、昨年10月に省令を私どもで改正を行っております廃止措置資産の減価償却、それから解体引当金制度につきましても、小売料金の規制撤廃を見据えて、将来の扱いについて検討が必要と考えられます。

この点、これらの措置が円滑かつ安全な廃炉の実施を目的としていることは共通でございますので、こうした点も踏まえれば、将来的にも引き続きこの会計制度を維持することは必要と考えられます。

他方、将来においてこの制度を維持するためには、費用回収が着実に行われているということと同様に必要であると考えられますけれども、こちら具体的な制度設計については、今般の会計措置の将来の扱いとあわせて検討がなされるべきではないかということでございます。その場合についても、これは先ほどの9ページの話と同じですけれども、費用負担の在り方等々考慮をする必要があると考えられます。

11ページにつきましては、システム改革のタイミングについての参考資料ですので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、自由討議に入りたいと思います。委員の方々の活発なご議論を期待するところですが、例によりまして、ご発言の要望のある方はお手元のネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。順に指名させていただきます。

また、関連する発言をされるという場合には挙手いただければ、少し順番を入れかえるかもしれませんが、そういった発言にしたいというふうに思います。

それでは、いかがでございましょう。今、事務局のご説明についてご意見、ご質問等あれが伺いますが。特にございませんか。

では、辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

すみません。いろいろあるんですけれども、まず昨年既に廃炉促進のための会計制度の変更というのをして、私のイメージとしては、何か事業者にも多大なサポートをしたと、そのときはワーキングのときには思っていたんですね。だけれども、40年の期限の近い発電所を持つ事業者がここに来て、何かまたもしかして申請するのかもしれないというふうな延長のイメージもあって、

なかなか廃炉に進まないなという状況にあって、これをやらなきゃいけないんじゃないかなろうかということで、さらに事業者に対しての優遇というか策をするのかなというちょっとイメージに私は捉えているんですけども、私はそう捉えているもので、だから今回のワーキングを進めていく目的というのは、やっぱり今日のタイトルにもありますけれども、廃炉を円滑に進めるということだというふうに思うので、この制度がもし決まったときには、きちんと40年で廃炉して下さるというふうに何か条件にさせていただきたいなというふうに思ったんですけども、まず1つがそれです。

ところが、ここに書いているときの3ページの説明のところに四角の中なんです、「廃炉を実施する事業者が制度の適用を希望する場合に」と書いてありますよね。ということは、希望しない人も出てくるという前提なのかなというふうにちょっと思ったりもしまして、だから、先ほど言っていたように、多分ちょっと料金にどのぐらいかかってくるのか、どういう影響があるのか実を言うと、余り難しい仕組みなのでよく理解していないんですけども、もしも料金の方に何か負荷が大きくなってくると、あるいは前回ちょっとありましたけれども、核廃棄物の処理の関係でもう少し上の方に伸びるかもしれないというふうなお話もあって、上の方に伸びるというのは、つまり増えるかもしれないというふうなお話もちらっとあったりしたもので、そんなふうな話が一緒にこの中にひっくるめて入っているというふうに考えるのであれば、やっぱりもうちょっと厳しく事業者の方にも約束をしてほしいなというふうに思ったんです。

とりあえず印象は以上です。

○山内座長

これは印象ということでよろしいですか。あるいは事務局から何か。

○曳野政策課企画官

あくまでもファクトとして申し上げますけれども、まず現行の炉規法においてご指摘の仕組み、つまり40年の廃炉ということが制度としてはなっていないと。もちろん40年で廃炉することが原則ということですが、1回限りで延長することが可能となっておりまして、これはある意味、原子力規制の在り方のお話ではないかというふうに承知をしております。

その上で、40年を超えていた場合、例えば50年目で廃炉をするかどうかという判断をする場合に、事業者においてこの資料で本日お示ししている廃炉しないインセンティブというのは、同様に出ることはございます。つまり一括費用計上によって廃炉全体の着実な遂行をできなくなるとか、あるいは一括費用計上を避けたいといったようなインセンティブは同様に発生するわけでございまして、そこをどう見るかというようなことはあるかと思います。

それから、事業者に対して優遇するのかという御指摘がございました。が今回このような制度

についてご提案しているところですが、消費者との関係で申し上げれば、先ほどの2ページのところの一番上の丸でございますけれども、現行制度下でも除却費等として料金に見込んで回収しているものが対象と整理をしております。したがって現行制度下でも料金を見込んで回収し得るものが対象なので、何か制度上料金に入れ得ないものについて今回新たに消費者負担を求めるものではないと、ここではそういう整理をしております。

それから、3点目として、制度を希望しない事業者がいるのかということでございますけれども、これは、電気事業制度自体が、値上げとか値下げについて、コストが変わった場合に、毎年毎年、あるいはリアルタイムに改定をしなければいけないという制度にはなってございませんので、場合によっては全体の原価の状況を見ながら、事業者が改定をしないという判断をするケースもあり得なくはないというか、想定をむしろされる場所だと思います。今回の制度について使わない事業者がいるかどうかはちょっとわかりませんが、一般論として申し上げます、電気事業制度のたてつけとして、制度を使い得るという中で事業者が使うかどうかと、これに限らずそういう制度になっているというふうに承知をしております。

○山内座長

辰巳委員、よろしいですか。また何かありましたら、後ほど。

松村委員、どうぞご発言。

○松村委員

幾つか確認させてください。まず、今回の提案は経過措置料金というか規制料金がある間は、そちらの原価に入れるという形で対応するというものでしょうか。したがって、この経過措置料金規制がある間は託送料にということはない、という提案なのかをまず確認させてください。

仮に答えがイエスとしても、経過措置がなくなった後のことを今から準備しておかないと会計上資産として建てられないので、切れ目なく対応できるよう今から準備しておく必要はあることは理解できます。

経過措置料金ですが、これは全一般電気事業者一斉になくなるという可能性もありますが、私の理解では、競争が進展していないところが例外的に残って他の地域では廃止ということもあり得ると理解しています。少なくともその可能性は排除されていない。そうなった場合には、どうなるのでしょうか。例えば、関西電力だけ先に経過措置料金がなくなったとすると、まず関西電力だけ先行して託送料金の方に移行するのか、どこか1つの会社の経過措置料金がなくなったら全社一斉に託送料金に移るのか。この点について考え方を確認させてください。

次は意見です。先ほど消費者への負担に関して辰巳委員が発言した。私も重要な点だと思います。託送料金に乘せるという局面では、その乗せ方に依存します。託送料金の体系が抜本的に変

わる可能性がある。新たな制度を入れる可能性があるので、文字通り原子力事業者だけが負担するということもできるようになるかもしれない。そうなるとすれば、託送料金の乗せる段階になっても消費者の追加負担はないということだと思います。しかし今まで通りだとすると、例えば原子力事業者の顧客以外にも広く薄く負担させるとかということになると、今回の制度改正がなかったときとあったときでは、明らかに消費者の負担が変わる、原子力事業者及びその消費者が負担する総額が変わる。自由化後に自社の顧客でない者にも負担させるという形で配分が変わることになる。もし広く薄く負担ということを考えるのであれば「変わらない」という理屈はもはや成り立たない。明らかな原子力事業者への優遇になると思います。

したがって、ここではそういうことも考慮して電源の抛出等を考えるということになっていると思うので、事務局案はおかしいとは必ずしも言えないと思いますが、私は事務局案をそう理解している。広く薄くということになれば、必ずそちらに移行する、公益電源化するということを前提として、私はこの議論を受け入れているということは、この時点で明らかにさせてください。

公益電源化に関しては、具体的にどうするのかというのはこの委員会で決めることではないし、すぐに決められることではないし、またそれを議論する時間もまだあるということは分かります。しかし公益電源化という議論を他の場でやるときに、余りにも安直なやり方をされるととても困る。安直なやり方というのは、例えば原子力で発電した電気の0.1%をJEPXに出すことによって、これで公益電源化ですと安直に言われて、それもこの範囲に入っていると言われるとても困る。仮に全量をJEPXに出したとか、あるいは相対取引で入札という形で出すだとかということをしたとしても、安定供給上も別段何の問題もないと思います。

仮にJEPXに出しても買い戻すことはできますから。高い価格で札を入れて買い戻すことはできるし、仮に高値づかみしたとしても、もし小売り事業者として高値づかみしたとすれば原子力事業者としてすごく高い値段で売れたということになり、リスクはほとんどないと思います。発電したものを全て市場に出すとしても、そんなに大きな影響の出るようなことでないはず。大騒ぎするようなことでは決していないと思う。それぐらいはやって当然だと私は思います。

この場でそれぐらいやって当然だとコンセンサスを得るのは絶対に無理だと思うし、この委員会のマターではないと思いますが、それぐらいでも大したことではない、だからやって当然、と思っている委員がこれに同意したということは、記録にとどめておく必要があると思ったので発言させていただきました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。前半のことの確認事項についていかがですか。

○曳野政策課企画官

まず、1点目のところでございますけれども、2点目はすみません、電力システム改革の関係は安永の方からご説明させていただきたいと思います。

1点目のところですが、まず経過措置料金中についてずっと継続するかどうかということにつきましては、結果的に経過措置料金の終了時期と託送に移行する時期が一致するかもしれないし、一致しないかもしれないというふうに考えております。

○松村委員

経過措置料金が残っているのにもかかわらず、託送に移行することがあり得るということですか。

○曳野政策課企画官

仮に経過措置料金が残っている、つまりこの制度について託送に移行する場合に、その負担の在り方とあわせて議論を行うということになっております。その負担として、全需要家ではなくて原子力以外の利用者については負担は求めないということなのであれば、むしろ経過措置期間の終了時期と合わせるというのは極めて自然なことだというふうに考えます。けれども、仮にこれはそうでない場合も含めてということであれば、当然に経過措置料金の終了時期と合わせるということが絶対に必要かどうかと言われると、そうではないかもしれないということであります。ただし、この移行時期について、競争が進展することと合わせて考えるのであれば、その時期は合わせるべきだという議論もあるかと思っておりますので、事務局としてこの移行時期について、どの時期にしますというふうに申し上げる状況に今ないと考えております。別に、どの時期にしますということでもないというふうに考えています。

○松村委員

私は深刻に誤解していたようです。私が説明を受けていたのは、経過措置料金があるときには規制料金が残っているので、規制とコストをリンクさせることができる。しかし、これがなくなってしまうたら、確実な回収を担保するような規制料金は託送料金しか残っていない。したがって、ある意味で筋は悪いかもしれないけれども、自由化された市場では規制料金はそれしか残っていないから、他に選択肢はない。そういう整理だと思い込んでいた。今の説明だと、経過措置料金が残っていても託送料金に移行する可能性があるということですよね。だから、私の理解は根本的に間違っていたということなのですね。

○曳野政策課企画官

すみません。むしろ、将来的に様々な要素を含めて議論する際に、今、松村委員がおっしゃったような前提で議論するならば、経過措置料金がなくなるまではむしろ残すべきだという議論は

当然にあり得るというふうに考えておりまして、事務局として別に様々な可能性について排除して議論をすべきだというふうに考えているものではございません。今のような考え方というのは、当然あり得るというか、むしろそれが自然だという議論であればそうなるということだと考えております。

○山内座長

今のお話だと、恐らく託送料金に移行したときにどういう形で誰が負担するのかというところまで決めないと、今の問題は全部解決しないということになっていて、それについてはまだ合意ができないんじゃないかと、そういう前提で話すと、可能性として今、企画官のおっしゃったようなことが出てくるということですね。だから、議論で松村さんの理解のようにも持っていくかもしれないし、そうじゃないケースももしかしたらあるかもしれないと、そういうことですね。

○松村委員

そのところは完全にフリーハンドでお任せすると言う前提で制度を承認するということを求められているわけですか。

○山内座長

方向性としてそうだということぐらいは認めていただきたいと、それがあれじゃないですか。

○曳野政策課企画官

むしろこの場でご議論いただきたいということではありますし、いろいろな可能性がむしろあると思います。ただし、ここの9ページのところに書いてございますけれども、ここに書いております様々な要素を踏まえて今後検討がなされるべきということになりますので、何らかの議論なく、小売規制料金が残っている間に託送料金に移行するということは、少なくとも経済産業省の内部の決定のみでそのようなことが行われることはないということはここに書いているということでございます。

○永田委員

その点でいきますと、今回減損しないで資産計上をするということも含めて検討するわけですが、資産計上するためには費用回収の確実性、安定性を確保することが資産認識するための重要な前提条件であることを再確認させて下さい。ちょっと議論がぐるぐる回ってしまいましたけれども、そういうポイントもあるということをここでコメントさせていただきます。

○山内座長

恐らく規制料金で何か回収できないような時期が登場するというスキームはないんですよね。だから、経過料金にしろ、託送料金にしろあるので、その意味での永田委員の今おっしゃったことは担保されると。

どうぞ。

○安永調査官

松村委員からのご指摘の経過措置の撤廃時期との関係でございます。ご指摘のとおり、経過措置料金の撤廃の方法につきましては、電力システム改革の議論の中で、現在の一般電気事業者の区域ごとに時期が違うというのがあり得ると。もしかしたら競争は全国的に進展して一斉ということもあるかもしれませんが、区域ごとに異なることがあり得るという設計を前提にしております。

片や電力システム改革は様々なほかのエネルギー政策と整合的に進めていくという必要がありますので、もし本日のご議論も含めて、例えばこの議論の中で経過措置料金の撤廃というのが一斉じゃないとまずいということがあれば、これをどういうふうに整合させるかということをもたまたま改めて検討する必要がありますし、絶対に区域ごとに違わなきゃいけないということでもありませんので、整合のさせ方ということもあると思いますけれども、ただ、逆に言えば、この託送回収というものに移行するのが一律じゃなきゃいけないかどうかということもご議論いただく余地はあるかもしれませんので、いずれにしても、それはこちらのご議論の結果も踏まえて、電力システム改革のほうでは必要な整合策を考えるというふうなことでご理解いただければと思います。

○山内座長

よろしいでしょうか。ほかにかがでしょうか。

どうぞ、辻山委員。

○辻山委員

すみません。前回と比べて少し頭が整理できたといいますか、大分クリアになったような感じがいたしまして、前回私質問させていただいたんですが、まず6ページの表、その前のほうの表ともあれなんですけれども、1の処理のイメージと2の処理のイメージ、これは基本的にある事象に対して2つの処理があるということではなくて、左側というのは既にキャッシュアウトが起こっていて、それが設備として例えば貸借対照表に既に載っているもの、載っているということはすなわち過去にキャッシュアウトしている。それを費用としてどういうふう to 処理していくかということになりますと、左側のイメージになりますし、右側はこれからお金を使っていく、ですから処理費用ですね。これになりますと、右側のほうの処理になっていくと。これちょっと分けて考えなくちゃいけないのかなと。

今回は特に問題になっておりますのは左側のほうで、既にキャッシュアウトして貸借対照表に載っているものを一般の事業会社ですと、減損の対象になるというものを一遍に落とすというこ

とが余りふさわしくないということで、これをどうすべきかということなんですけれども、ここで2つの問題をちょっときょうのお話を伺っていて分ける必要があるのかなと。1つは会計制度の問題と料金計算といいますか、規制料金の問題というのは、これは必ずしもリンクしているわけではありませんで、料金規制は料金規制で考えていけばいいので、ですから、例えば設備に置いておくんだけれども、回収可能であるから新勘定に移そうが別の名前であろうがいいと。要するに回収可能かどうかというのは会計制度で決まるんじゃないくて、料金規制で決まっていって、その結果会計制度がそれを受けていろいろな処理を考えられるということで、考えられる合理的といいですか、説明可能な方法としては、この左側のイメージでいいのかなという感じを持ちました。

ですから、1と2というのは、そもそも事象は違うので2つの処理があると。今回は主として左側のことを議論しているということと、それを受けてきょうのご提案は7ページなのかなと思いますけれども、要するにこの費用を新勘定、資産として計上するといいますか、主として左側の既に資産として載っているものを落とすんだけれども、別に落としておいて、そして、それを償却していつて原価に参入することを認める、これはもう会計の問題というよりは料金規制の問題であるというこのご提案と、一方でレートベースには含めないというこのご提案については、このことをきょう結論を出せばよろしいのかなと、そういうことなんでしょうか。というか、割とクリアに整理されているなという印象を持ちました。

以上です。

○山内座長

1つ非常に大きなポイントでありますけれども、ただ、将来的にどうするかということもきょう議論すべき大きな問題です。

○辻山委員

当面といいますか、大きな問題、会計的にどう処理をするのかということについては、要するにお金もう既に出ていっちゃったものとこれから出ていくものについてどう処理をするのかということについては、この6ページの図で整理できるのかなと考えております。

○山内座長

そういうことでよろしいですね。辻山先生にそう言っていただければ大変助かったと、そういうことですね。

どうぞ。

○秋池委員

まとめていただいてありがとうございます。今日確認すべきことというのは、今の辻山先生

のご意見もそうですが、比較的絞られて、5から7ページに示されているのかというふうに考えております。もし誤認があれば指摘してください。

基本的な考え方は賛同するところです。あとは、これを実際に運用していく中で既に議論もあったところではありますが、事業環境は相当大きくこの後変化していくのだと考えております。例えば再生可能エネルギーがすごく増えていくこともあるかもしれませんし、それから、今までと違う、エリアをまたいでの競争というものも当然起こってくるわけで、その中で既存の電力事業者がどのくらいシェアを失うかというようなこともあるし、それから、卸市場が一層活性化するというところもあるでしょう。そういった中でも安全で確実に廃炉が行われるということが非常に重要なことでありまして、そのためには費用が回収されることの確実性が担保される必要があります。先ほど永田先生がおっしゃった費用認識するためには、費用回収の目途があることにつながると考えております。

そういう意味では、どの規制料金の中で回収するのかというあたりについては、恐らく今見通し切れないところもあると思うので、幅広く場合を考えて議論して、準備をしておくということと考えております。

○山内座長

ありがとうございます。どうぞ。

○圓尾委員

まず1点目は、2ページの措置の対象ですけれども、曳野さんから事故が理由だと対象にならないということを明確におっしゃっていただいたのは非常によかったと思います。事故が理由でも対象になればモラルハザードになると思いますので、事故の対応で大きな費用がかからないように緊張感を持ってオペレーションしていただくという意味では、そう整理するのは当然だと思います。

細かいことの確認ですが、この後大きな政策変更とか安全規制のルールの変更がないという仮定で申し上げますけれども、例えばこの7基のうち何基かが一度延長申請をすると、その延長申請をした期間が終わらないうちに、やっぱり思い直して廃炉を早めたいというときは、対象にならないんですね。逆に、できて5年、10年という若い原発が年月がたって30年とか35年とか40年たたない間に廃炉をしたいという決断をしたときには対象になるんですね。そこまでルールがずっと一緒かどうかはともかくとして、確認したいのが1点目です。

それから、さっきから議論になっている託送料金と移行措置料金の切りかえのタイミングですけれども、私は前回も申し上げたとおり、もしいろんなことがきちっと整理できるのであれば、速やかに託送料金でやるべきで、薄く広くとるべきだと思っています。そういう意味では松村委

員とちょっと違うところではあるのですが、少なくとも2016年4月の全面自由化が始まるときには、この問題は整理して、どういった形で託送料金に移行するか結論を出しておくべきではないかと思います。「適切なタイミングで」としか書いていない、時間軸が見えないのですが、というのは自由化が起きれば、いつ移行措置料金がなくなっても不思議ではない状況になるわけだし、逆に言えば、早く移行措置料金がなくなるような形で競争が進展して消費者の選択の自由が拡大すれば、それは望ましいことなのですから、それまでにきちっと議論を整理しておくのが、あるべき時間軸ではないかなというふうに思います。

それから、本論ではないんですけども、最初に辰巳委員が事業者をサポートしているイメージがあるとおっしゃったんですけども、全然こちらはそんなつもりはなくて、廃炉すべきものが滞るとしたら安全上まずいだろうから、これをどうやって整理すべきかということを議論していて、決して事業者のサポートとは思っていないので、そういうふうにマスコミはじめ皆さんにも伝わるとまずいなと思います。というか、それに私は加担したくないという気持ちもあるので、もしどうしてもところでそういうふうに思っていらっしゃるのか、もしクリアにできればこの場でご披露いただいて、解決しておいたほうがいいのではないかなと、この委員会のためにもそう思いました。

○山内座長

最初の点の確認を後でして、辰巳委員、どういうふうな。

○辰巳委員

どういうふうに説明したらいいのかちょっと分からないんですけども、もしもこの制度がなかった場合、事業者の人たちはもちろんよく分かっているんです、廃炉を進めなくなるというのはよく分かっているんで、前回からその話は分かった上で、前回の話で決まったというふうに思っていたのに、あれで何でうまくいかないのかというのがよく分からないままに、また改めて違う、例えばすみません、だからその前にどう言ったらいいんだろう。この中身が私たちにはよく見えない、分からないんです、会計制度の在り方の変更とかという話が。だから、それをきちんと理解できないままにまた廃炉を進めるために何か余分な手続をしてあげるというイメージがあるような気がするもので、それは事業者にとって、つまり事業者が例えば大きな欠損を出さなくて済むとか、そういう意味では何かサポートにはなるんじゃないかなというふうに思ったんですけども、一時的に。違っていませんか、すみません。

いや、非常に私もじくじたるものがありますよ。これをやらないと廃炉が進まないというのは百も承知の上で、だからこそ決めて40年という約束をしてほしいとむしろ言っているくらいなんですけれどもね。だけれども、その中でもやっぱりよく分からないなというのがあります。すみ

ません。

○山内座長

そうすると、責任のとり方というのか、そのところ、要するに原発があって使ってきて、そして、廃炉すると。恐らく辰巳委員の感覚を私がゲスすると、それに対する責任というのがどこにあるのかというところがこれだと少し曖昧にならないかというようなお気持ちじゃないかなと察しますけれどもね。

○松村委員

僕はそれよりも前にまず圓尾さんの確認したことが僕の理解と違っていたので、この点確認したい。対象になるのは何かという点は教えていただきたい。しかし更に気になっているのは最後の点です。最後に言われたことは、私は全く納得いかない。辰巳さんが納得しても私は納得しかねます。これが原子力事業者へのサポートでないというのは理解しかねます。圓尾さんは前回も今回も広く薄くという言葉を連発しているわけですよ。広く薄くの定義にもよりますが、私が普通にイメージする広く薄く託送料でとるだとすれば、これはもう明らかに原子力事業者へのサポートだと私は思います。

したがって、広く薄く託送料で負担ということを考えないとすれば、これはサポートではないと言うならまだ理解はできます。もし広く薄く託送料で負担するなら、私はサポートだと思います。それに加担したくないなどという発言は、広く薄くを連発している者の言うことでしょうか。私には理解しかねます。

○山内座長

費用負担の問題として誰がということになると、さっきの責任問題と絡んで恐らく拡散していく、それがサポートであるという考え方はあるかもわかりませんね。

○圓尾委員

分かりました。

○曳野政策課企画官

先ほど、圓尾委員の対象のところのコメントの関連で、特別点検を行った場合に、特別点検を行った結果として精査して廃炉の判断を行った場合、対象にもしならないとすると、一旦特別点検を始めた事業者は何か何でも延長申請をしてくださいというか、むしろ延長申請するようなインセンティブがものすごく働くという制度になるかと思います。もちろんこれは制度設計の考え方かと思いますが、基本的には財務会計上の理由から廃炉の判断についてゆがみが生じないようにするというのが今回の考え方だとすれば、特別点検を別に行った時点で何か追加的な投資が直ちに起きるわけでもないというふうにも承知しておりますので、直ちに外すことにもな

らないのではないかというふうに事務局としては考えてございます。

○松村委員

ちょっと確認させていただいていいですか。今の点ですけれども、直ちに外すことにはならないというのがよく分からない。よく分からないというのは、私は完全に勘違いしていたということが今分かったのですけれども、基本的に全部が対象になると思い込んでいたのです。比較的新しい炉で予定どおりフルに40年動いたとすると、きっと積み立て不足は起こっていないと思いますから、結果的にこの制度の世話になる必要がなくなるということはあるのかもしれない。しかしどんな原発でも原理的には積み立て不足はあり得る。例えば火山が噴火するかもしれないという予測が出て、予防的措置として2年ぐらい動かさなかったということだってあり得る。その結果として償却不足が起こったようなケースもこれに入ると思い込んでいた。対象を限定するという発想はなかったと思い込んでいたのです。これは私の誤解でしょうか。確認させてください。

○曳野政策課企画官

基本、ないと思っています。つまり廃炉の判断がむしろゆがんでしまうので、そこで対象から外すというのが、すみません、「直ちに」と言ったのは、何かほかの要素があればということで申し上げましたけれども、むしろ廃炉の判断にゆがみが生じないようにする観点からは、今の特別点検というのが何か要件としては想定していないというのが現時点での考え方でございます。事故はそういう意味で先ほど申し上げたとおりであります。

○辰巳委員

もうちょっといいですか。今思ったんですけれども、通常の製造業の人たちが工場を建てて、工場を40年間ぐらいで減価償却しながら使っていくというふうなことを考えたときに、その折はちゃんと40年間作業すれば、その時点で廃炉じゃなくて工場を閉鎖して大丈夫なわけですね。大丈夫なような計算をして仕事をしておられるんですよね。だから、原子力発電所の方たち、電力会社さんも一応最低40年動かすという前提でやっているんじゃないくて、それは60年動かすという前提でやっているからなんですか。

つまりその時点で何の手当もしないでも本来ならば、通常の事業者と同じと考えれば、ちゃんと、とんとんできちんと減価償却もできて、きれいに片づけられるというふうに思いたいんですよ、私としては。だけれども、たまたま電力会社さんはそれがうまくいかないから欠損が大きく出て赤字になるという話になるんだったらば、何か普通の事業者と比べてえらい優遇されているなど、そういう意味で優遇されるというふうに私は思ったんです。すみません、圓尾さん、違っていますか。

○秋池委員

今のお話は、通常の事業者は商品の値段をつける自由があるから、工場を建て直したという費用も含めて商品の価格を決めることができるので、その違いはあるんじゃないでしょうかね。

○辰巳委員

だから、それは電気料金のあれがあるけれども。

○山内座長

1つは規制が変わったことですよ。60年使うところが40年になりましたということもあるかもしれないし、ある意味ではそういう規制リスクをとってあげると、そういうことだと思うんですよ。

どうぞ。

○辻山委員

ちょっと整理ばかりで恐縮なんですけれども、やっぱり2つぐらい、2点にまた分けて考えなきゃいけないと。1つは今のお話でいうと、一般事業会社は競争にさらされているわけですよ。ですから、料金から回収できなければ市場から撤退していくということで、この会計の問題と料金規制の問題というのは別に考えなきゃいけないということです。ですから、料金規制の総括原価法の原価に入れるのか入れないのかということが一種であって、それを会計処理でどうするのかということは、それに合わせて先ほどのご提案のようなことにするということが1つと、もう一つは、先ほど来積み立てというお話が出ましたけれども、今お話ししているのは償却のほうで、もう既にキャッシュアウトして資産に乗っかっているものをどうやって費用に落としていくのかという話と、もう一つは、費用を積み立てて将来のキャッシュアウトに備えるという話、こちらの後段のほうはもう既に引当方式というか、正しくは引当というより一気に上げるわけですから、きょうのご提案のように債務に上げて償却していくと。こちらの償却の問題は将来のキャッシュアウトで、過去のキャッシュアウトをどう処理するのかという話とちょっと分けて議論する必要があるのかなと。

いずれにしても、会計の問題ではなくて、料金規制、規制産業で総括原価の原価に入れていいのかどうかと、そのところにちょっと絞ったほうがいいのかなと、議論をですね。

○山内座長

多分、恐らく事務局のあれは、料金規制的なものというのは、これは今までの制度でずっと来て、その中で矛盾のない形で入れられるんだけど、それを今度財務会計に移したときに、財務会計的にそれが耐えられるかどうかと、そういうところがあるのかなと思うんですね。

○辻山委員

すみません。それとの関係で直接的に言いますと、通常は財務会計の場合には、もう使わなく

なったもの、遊休化したものは一旦減損で落とすということなんですけれども、しかし、遊休化したものも回収可能額まで落とすわけですね。売却するということですから、ですが、今回の場合はそれが回収可能価格の話のときに料金規制の話が入ってきて、幾らまで回収できるのかということですから、それが肩回り資産に乗っかっているもおかしくないという話で、そこから料金規制の話にスイッチするわけですね。

○山内座長

極めてクリアになりました。ありがとうございます。ほかにいかがですか。

さっきの辰巳さんとのあれでいうと、規制リスクをある程度とってやるというのは、ある意味ではサポートかもしれない。それは確かにそうだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、皆様のご議論も出尽くしたというような感じでございますので、今回の事務局の提案については、特段大きなご反対がなかったように思います。ただ、将来に向けてどういうふうな議論をすべきかということ、それから、こういった点に注意すべきだというコメントをたくさんいただきました。この辺は事務局のほうで引き取っていただいて、今後の進め方等も含めて取りまとめ案をお作りいただきたいというふうに思っております。

それでは、最後に事務局から次回の日程についてご説明をお願いしたいと思います。

○曳野政策課企画官

次回の日程でございますが、来年1月14日水曜日の午前中を予定しております。場所はこちら経済産業省本館17階の国際会議室を予定しております。詳細につきましては、追ってご連絡をさせていただきます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第3回廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループを閉会いたします。ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

——了——